

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

郡山市長 椎根 健雄

市町村名 (市町村コード)	福島県郡山市 ( 07203 )
地域名 (地域内農業集落名)	片平地区 ( 館西、新町、岩倉、深谷、渡戸、新田口、中村、高森、 東庚坦原、西庚坦原、中町、下館、東町、大町 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月5日 (第4回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

片平地区は、農業者の平均年齢66.73歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。  
このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

- ・ 片平地区の一部は「片平地区集落地区計画」の策定エリアであり、人口増加となりえる要素がある。
- ・ 鳥獣被害(ハクビシン、タヌキ、カモシカ、イノシシ、カラス)が増加傾向にある。
- ・ 農地に隣接する各道路において、西部工業団地等への通勤時のショートカットとして利用されることが多く、スピードを出している車も多く、農作業に危険を感じる事が非常に増えてきている。
- ・ 気候変動の対応に向けた水利関係について不安な声がある。また、局所的な集中豪雨による用排水路等からの越水が発生すると、農地だけではなく住宅地も近いため、災害対策の検討も急務である。
- ・ 農業用機械が大型化しており、運搬用のトレーラー等を置く場所について地域で考える必要がある。
- ・ 気候変動により早朝に作業を行いたい、住宅地近辺の農地は農作業時に物音を立てにくい傾向がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:298人(うち50歳代以下36人) ※農林業センサス2020より  
団体経営体(法人・集落営農組織等) 9経営体  
主な作物:水稲、露地野菜、施設野菜(イチゴ、キュウリ、トマト)、花き、畜産(肉用牛) 等

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定新規就農者等地域内の後継者の育成や、地域内で法人を設立することで後継者の確保を図るとともに、担い手への農地集約化のため、隣地の耕作者を容易に把握できると、今後加速度的に増加が見込める遊休農地の対策も講じることができると、地域内での話し合いを定期的に行い、農業を担う者への農地再分配を進めることができるよう、目標地図等を活用し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。  
また、地域の所得向上等の観点から、地域の話し合いにより、ブランド化を図ることや6次化製品の開発等の当地区の特色を出す取組みを行うことを積極的に検討する。

- ・ 住宅近辺の活用がされていない遊休農地については、利活用を地域で検討していきたい。
- ・ 用排水路の掘削については、地域内農業者のみならず、土地所有者など近隣住民も参加頂き、地域で維持を図っていけるよう、定期的な話し合いによって地域の方に理解を頂きながら地域で農地を守っていく。
- ・ 気候変動による身体的負担軽減を図るための農作業環境を改善する必要がある。早朝に作業する事での騒音や堆肥を利用することでのにおい等に対してクレームが来ることが想定されるが、地域内農業者のみならず、土地所有者など近隣住民も参加頂き、地域で維持を図っていけるよう、定期的な話し合いによって地域の方に理解を頂きながら作業を行い環境を整備していく。
- ・ 気候変動により年々水問題が深刻となっていくことが想定されるため、地域内で乾田直播栽培を行っている方もおり、技術等を教えていただきながら、地域内農地を維持できるよう、地域で取組みを開始していきたい。また、話し合いの場において、高温耐性がある品種等の情報交換を行い、地域として農業を維持しやすい環境を整備する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	735 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	735 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。
--

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<h3>(1) 農用地の集積、集約化の方針</h3> <p>地域の農業を担う者に農地の集積・集約化をすすめ、団地面積の拡大を進めるとともに、農作業の省力化を図る。</p>
<h3>(2) 農地中間管理機構の活用方針</h3> <p>地区内の農地所有者が離農するなどの場合には農地中間管理機構等を活用し、機構に貸付を進めていく。 また、農業を担う者が何らかの事情により営農の継続が困難になった場合には農地中間管理機構の機能を活用して、新たな受け手へ農地の貸付を進め、農地が荒廃しないよう努めていく。</p>
<h3>(3) 基盤整備事業への取組方針</h3> <p>基盤整備未実施の地区は、借り手がなく農地の遊休化が進んでいるため、将来に向けてほ場整備等の取組みを検討していく。多面的機能支払組織も活用し、農道・用排水路等の維持管理等を継続していき、担い手が効率的な農作業を行っていきける環境を整えていく。</p>
<h3>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</h3> <p>農地を次の世代に引き継げるよう、話合いの場を定期的に持ち、地区内の新規就農者・後継者・定年帰農者などの担い手等情報の共有を図るほか、集落内農業者だけでは農地の保全は難しいと判断した際には、集落外からの入作者について農業を担う者に加えていき、地域ぐるみで技術などの支援を行うとともに、可能であれば集落ごとに担い手確保・育成に努める。 また、農業用機械や施設等の導入、更新等の際には補助事業等を活用するとともに、機械の共同利用なども積極的に検討していく。</p>
<h3>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</h3> <p>地域内で農業支援サービス事業者等へ委託できる作業で可能なものがあれば順次委託することを検討する。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害が拡大しないよう防止柵等を設置に向け行政と連携し検討するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制構築を行うことや点検マップの作成を行い、猟友会等とも連携し、遊休農地の解消に努める。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

②環境にやさしい農業、生産経費の節減を目指すため、地域で減農薬・減化学肥料栽培等に取り組んでいく。

③ドローン等のスマート農業を積極的に活用し、労力軽減・作業の省力化を推進していく。

⑦⑧多面的機能支払組織及び中山間直接支払組織等の活動を継続することにより、農道、用排水路、ポンプ等の維持管理を行い、気候変動にも対応できうる、効率的な農作業が出来る環境づくりを地域で話し合っていく。

⑨耕畜連携(循環型農業)を行うことを地域内で積極的にSDGs等の持続可能な農業の検討を進めていく。

⑩住宅地寄りの農地については、騒音対策等の特有の課題があり地域の理解を頂きながら取組みができないと、現状農地の維持すら困難であるため、定期的な話し合いを実施していく。